



結婚・子育て応援住宅総合支援事業のお知らせ

新婚世帯

多子世帯

三世代同居
近居世帯

の

住宅確保を
支援します!



新婚世帯の方

住宅購入費用等に**最大60万円補助**

多子世帯の方 及び 三世代同居・近居をされる方

リフォーム費用等に**最大200万円補助**

詳しくは
裏面へ

本事業を実施している市町村は、右記のホームページからご確認ください▶

結婚・子育て応援住宅総合支援事業



制度の概要

市町村によって、補助制度の内容(手続き、補助金額、補助対象となる要件等)が異なる場合があります。

新婚世帯応援

対象世帯：補助金を申請する年度中に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、以下のいずれかに該当する世帯

- ①夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯の所得が400万円未満の世帯 ▶最大60万円を補助
 - ②夫婦のいずれか一方の婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯の所得が500万円未満の世帯 ▶最大36万円を補助※
- ※①に該当する世帯を除く。 ※夫婦ともに府税の滞納がない場合のみ対象となります。

補助対象経費：婚姻に伴って発生する以下の費用

- 新規の住宅購入に要する費用
- 新規の住宅賃借に係る賃料、共益費、仲介手数料に要する費用
- 引越に要する費用(引越業者又は運送業者へ支払う費用に限ります。)



多子世帯、三世代同居・近居世帯応援

対象世帯：以下の①から③のいずれかに該当する世帯で、子どもの親権者の年収の合計額が750万円未満の世帯 ▶最大200万円を補助

※世帯全員(三世代同居又は近居の場合は祖父母も含む)に府税の滞納がない場合のみ対象となります。

- ①多子世帯
3人以上の子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、妊娠中の子を含む。)が属する世帯
- ②三世代同居世帯
補助金を申請する年度において、親子又は祖父母が住所変更を行い、親子と祖父母が同一の住宅に居住する世帯
- ③三世代近居世帯
補助金を申請する年度において、親子又は祖父母が住所変更を行ったもののうち、以下のいずれかに該当する世帯
(a)親子と祖父母が、それぞれの住宅の間の直線距離2キロメートル以内に居住すること
(b)住所変更前において、異なる市町村に居住する親子と祖父母が同一市町村内に居住すること

補助対象経費：多子世帯が居住又は三世代が同居・近居することに伴って発生する以下の費用

- 住宅リフォームに要する費用
- 住宅購入に係る仲介手数料に要する費用
- 住宅賃借に係る仲介手数料に要する費用



お問い合わせ

▼チラシについて

京都府子ども・青少年総合対策室 TEL 075-414-4602

▼手続き方法・要件等について

お住まいの市町村窓口 (表面の京都府ホームページから各市町村の連絡先をご確認ください)